

財務省告示第四百五十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月十八日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記	発行の根拠	の条項及びそ	発行方法	発行額	払込金額	種類	発行の価格	利率
利付国庫債券（十年）（第二百四十四回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二	郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行	うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額	額面金額で百五十億円	金額で六十億三千四百十万円	円、一億円及び十億円、千	平成十四年十二月二十日	年一〇パーセント
<p>が金額を支払う。ただし、支払期 の翌営業日に支払うときは、 平成十五年六月二十日を支払 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。</p>								

次号及び第十二号において規定する期日について同じ。)

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{10}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二	償還期限	平成二十四年十二月二十日
十三	償還金額	額面金額百円につき百円
十四	元金支所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元金支払取扱店並びに取扱郵便局
十五	募集期間	平成十四年十一月二十五日から平成十四年十二月十六日まで
十六	払込期日	平成十四年十二月二十日